特　集

裁判IT化最前線

実務はどう変わるか？［前編］

Atsushi Hiraoka
平岡 敦（55期）
十全法律事務所　当会会員

平成14年 弁護士登録
日弁連 民事裁判手続等IT化ワーキンググループ委員
内閣官房 裁判手続等のIT化検討会委員
日弁連法務研究財団
民事判決のオープンデータ化検討PT委員など

01 ｜ はじめに

2022年5月に、IT化を主な目的とした民事訴訟法（以下、本稿では単に「法」という。）改正がなされた。これに伴い、訴訟のあり方は大きく変わる。これは、弁護士の方のみならず、法律事務所事務職員（以下、本稿では単に「事務職員」という。）の方にも影響を与える事柄である。本稿では、弁護士・事務職員双方を対象として、民事裁判実務がどのように変化するかについて述べる。ただ、なにぶん現在進行形の変化を取り上げるので、予測を含んだものであることをあらかじめお断りしたい。

02 ｜ これまでの経緯

(1) IT化前史

もともと法律実務は、ITに馴染むものである。なぜなら、法令・判決そして事実関係というインプットから、助言・判決といったアウトプットを生成する情報処理の性質を持っているからである。1970年代に行われた初期のAI（エキスパートシステム）研究の対象として、法律推論はメジャーな分野であった。※1

そして、情報処理の基礎を形成するため、法情報へのアクセスを可能とする取組も古くから行われてきた。1990年代にはアメリカでFree Access to Law運動が起こり、全ての裁判記録にアクセスできるPACERというデータベースが公開された。図1

(2) 日本の対応

日本も拱手傍観していたわけではない。

1996年の法改正では、電話による弁論準備手続が導入された。実は、日本は後述する3つのeのうちe法廷（e-Court）については他国よりも進んでいた面がある。このことが、後に3つのeのうちe法廷を先行的に実現させる素地となった。※3

2001年の司法制度改革審議会最終意見書では、訴訟手続・事務処理・情報提供などの各側面でITを積極的に導入することを最高裁に求めている。判決公開についても、判例情報をプライバシー等へ配慮しつつインターネット・ホームページ等を活用して全面的に公開し提供すべき、としていた。※4

2004年11月の法改正では、法132条の10が追加され、「民事訴訟に関する手続における申立てその他の申述」は電子情報処理組織を使って、すなわちコンピュータとネットワークを使ってできるとされた。したがって、法律的にはこの時期に既に訴状も含む事件記録を、データの形でネッ

図1　PACERウェブサイト※2
（現在のPACERのウェブサイトは、判例検索のみならず、電子提出等を含む統合的なものとなっている。）

※1 新田克己「法律エキスパートシステム」人工知能学会誌1990年5月369頁　※2 https://pacer.uscourts.gov/　※3 2013年には家事事件において双方非対席のテレビ会議システムによる調停等の手続が開始された。　※4 https://www.moj.go.jp/content/001382366.pdf

トワーク経由で提出することができるように手当てがされていた。しかし、法律はあっても、下記のような部分的なものを除き、実際に運用する本格的なシステムや規則が整備されないまま20年近くが経過してしまった。

(3) 札幌地裁での実験的導入

2004年7月には実験的に札幌地裁において、一部手続のオンライン申立てが開始された。対象は、図2の各手続であった。

しかし、このシステムには、①提出する電子データに政府認証基盤と相互認証された電子署名を付与しなければならず、かつ、②最高裁認証局の自己署名証明書でログイン認証を行うという、ITに疎い人には聞いただけでやる気をなくすようなハードルがあり、かつ手続のごく一部しか扱えないという欠点があった。そのため結果としてほとんど利用されなかったという不幸なシステムであった。IT化を実現する上では、利用者目線に立つ必要があるという大切な教訓を、今に伝える遺産といえる。

図2　札幌地裁のオンライン申立てサイト

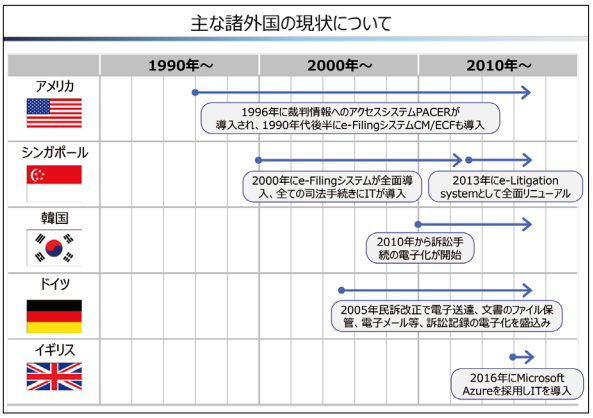

図3　諸外国のIT化進展状況
（内閣官房「裁判手続等のIT化について」※5から抜粋）

(4) 督促手続オンラインシステム

2006年9月からは、支払督促の手続について、オンライン申立てのシステムが稼働した（最初は東京地裁管内の事件のみ。2010年11月から全国展開）。このシステムは金融機関など大量の申立てを行うユーザには広く利用されている（年間9万件以上）。

しかし、このシステムも政府認証基盤と相互認証された電子署名が必要であり、申立用プログラム（アプリ）をパソコンにインストールする必要があるなど、高いハードルがあった。結果として、市民や弁護士としては利用メリットをあまり感じられなかった。特に代理人として使用するためには、本人が電子署名された委任状を作成し、代理人が申立書に電子署名するという手間がかかる。筆者は2009年3月に初めて利用してみたが、そのとき書記官から「先生が弁護士としては初めての利用者です」と言われたので、開始から2年半ほどの間、弁護士は誰も利用しなかったものと思われる。

(5) 諸外国での進展

このように日本における訴訟IT化が部分的なものに留まっている間に、諸外国のオンライン申立て（裁判記録のデータ保管を含む）が図3のように進展していった。日本経済には失われた30年があるといわれるが、日本司法IT化にも失われた20年があった。

世界銀行がまとめたビジネス環境ランキングにおける契約執行（裁判所手続）は、1位・シンガポール、2位・韓国であるが、日本は50位に沈んでいる（2019年）。

(6) 内閣官房での検討会

こうした状況を受け、日弁連の弁護士業務改革委員会や民事司法改革推進本部（当時）では、継

※5 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/saiban/dai1/siryou2.pdf

続的に司法IT化に関する提言を行っていた。※6しかし、IT化推進の気運は高まらなかった。そうしたところ、いわば外圧のような形を取って、司法IT化の動きが開始した。

2017年10月、裁判手続等のIT化検討会が開始し、翌年3月に「裁判手続等のIT化に向けた取りまとめ―「3つのe」の実現に向けて―」を発表した。この中では、将来的に法改正を行うことを前提に、民事訴訟制度を支えるITシステムを「3つのe」というサブシステムに分けて構築するという考え方が示された。

(7) 法制審IT化部会から法改正へ

3つのeを実現するための法制度を検討するために、法制審の準備会的意味合いを持つ商事法務の民事裁判手続等IT化研究会が2018年7月から2020年1月まで開催された。それを受けて、2020年6月から2022年1月まで、法制審IT化部会が開催され、改正法の要綱案を作成した。※7

要綱案は、表1のような内容を含んでいる。「その他」に記載した事項は、IT化とは直接の関連はないが、今般併せてなされた改正事項である。

e提出	①オンライン申立て　②事件記録の電子化 ③電子納付　④電子送達　⑤電子証拠
e法廷	①口頭弁論　②争点整理手続　③証人尋問 ④その他の証拠調べ手続
e事件管理	①事件記録の電子化　②電子判決　③電子調書 ④電子記録の閲覧・複製
その他	①法定審理期間訴訟　②住所・氏名等の秘匿制度 ③郵便費用の手数料一本化

表1　要綱案の内容

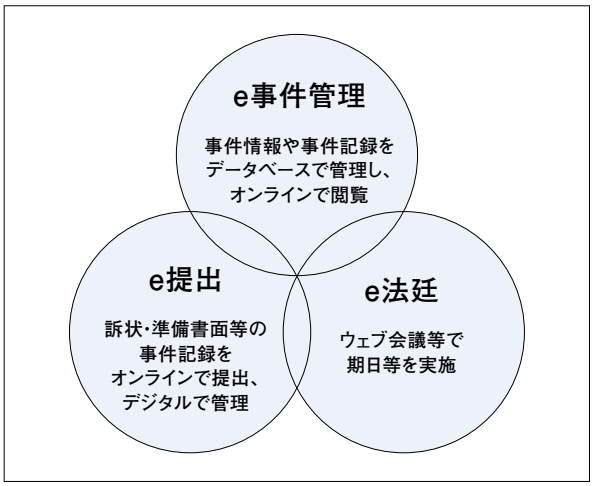

図4　3つのe

03 | IT化の基本的枠組み

(1) 3つのe

3つのeは、図4のようなものである。

e事件管理により、事件を識別する情報・登場人物・進行状況・扱われた事件記録等が一元的にデータベースで管理される。関係者間での認識が共有され、円滑な進行に資する。代理人からの報告がなくても、当事者も即時に事件の進行状況を把握でき、透明性が向上する。

e提出により、提出コスト・保管コストが削減される。事件情報もデータのまま保管される。※8情報がデータになることで、検索・移転・再利用・分析等が容易になる。これが最も大きな利点である。例えば、準備書面で認否を書くときに、相手方の書面をコピペして活用するなどということが容易にできる。これは判決を書く裁判官も同様であろう。移審時の記録の移転も簡単である。

e法廷により、裁判所への移動コスト・時間が削減され、期日指定が容易になる。正味30分の期日でも、前後の移動があると1時間強の空き時間が必要であるが、e法廷であれば正味30分の空き時間で期日が入る。ハンディキャップがある方にとっても大きなメリットとなる。

(2) 3つのフェーズ

最終的には上記の3つのeを実現するのであるが、事件記録のデータ保管・e法廷による口頭弁論期日等の実現には法改正が必要だし、e提出・e

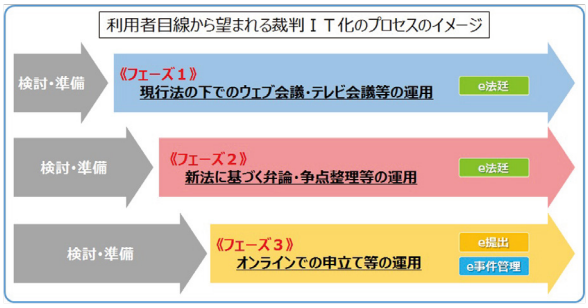

図5　3つのフェーズ
（「裁判手続等のIT化に向けた取りまとめ」から抜粋）

※6 平岡敦「日本におけるe裁判の現状と展望」NIBEN Frontier 2015年5月 34頁　※7 https://www.moj.go.jp/content/001365873.pdf　※8 事件記録のデータ保管は、e事件管理の要素であるという見方もできる。ここではe提出が事件記録データ化の出発点になるという観点を重視して、e提出の要素としている。

事件管理の実現にはシステム構築が必要であるため、できるところから順次実現していく方策が採られた。それが 図5 の3つのフェーズである。

まずは、現行法下で、既存のウェブ会議システムを活用して実現できる争点整理手続についてのe法廷（フェーズ1）。次に、法改正を経て、既存のウェブ会議システムを活用して実現できる口頭弁論期日等についてのe法廷（フェーズ2）。最後に、システム構築が必要となるe事件管理とe提出を実現する（フェーズ3）。

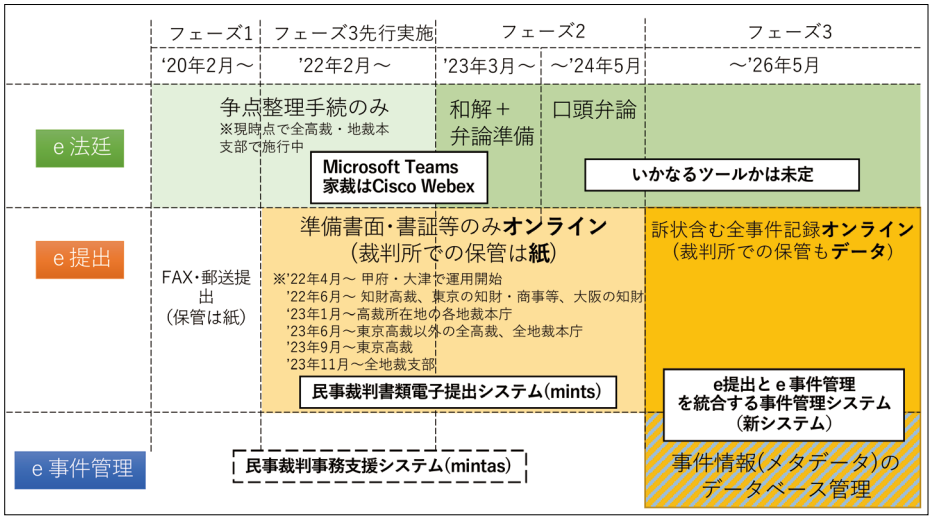

図6 3つのフェーズの実現スケジュール

図7 mints（チャットボットが質問に答えてくれる）

04 | 実現スケジュール

3つのフェーズの実現スケジュールは 図6 のとおりである。

(1) フェーズ1

まず、2020年2月から、Microsoft社のTeamsを使って、フェーズ1が開始された。折しもコロナ禍によるリモートワークが進み、ウェブ会議の必要性が高まったこともあって、大きな問題もなく受け容れられ定着している。本稿執筆時点で、既に全ての地裁本支部で利用さている。※9

(2) フェーズ3の先行実施

次に、フェーズ3をスムーズに実現するために、現行法下でも容易に実現できる準備書面及び書証のオンライン提出のみを実現するフェーズ3の先行実施が行われた。そのために裁判所がmints（民事裁判書類電子提出システム）というウェブシステムを構築し、提供している。 図7

mintsの利用は、2022年4月に甲府と大津の各地裁で始まった。2023年1月からは高裁所在地の地裁で利用が開始されている。同年6月には東京以外の高裁・全地裁本庁、9月には東京高裁、11月には全地裁支部で利用が開始される予定である。

mintsは、当事者双方に訴訟代理人等があり、双方がmintsの利用を希望する事件において利用できる。訴訟係属後、書記官から、双方の訴訟代理人等に対し、mints利用について意向の確認がなされることになる。

なお、フェーズ3の先行実施の段階では、データで提出されても、そのデータを事件記録としては扱わず、裁判所において敢えてプリントアウトしたものが事件記録となる。改正法が未施行だからである。ただし、mintsは過渡期のシステムであり、後述の新システムの運用が開始されると、利用されなくなる。

mintsの利用方法については、［後編］11（次号掲載）参照。

※9 家庭裁判所では、一部庁において、シスコシステムズ社のWebexを活用した調停手続が行われている。今後、民事・家事の裁判所がTeamsとWebexのいずれを使用していくのかは不明である。しかし、Teamsの汎用性・使用実績を考えると、少なくとも民事事件ではTeamsの活用が続く可能性が高い。

(3) フェーズ2

2023年3月1日からは、改正法に基づき、双方がウェブ会議で参加できる弁論準備及び和解の期日が開催可能となった。さらに、2024年5月からは、口頭弁論期日も、双方ウェブ会議で参加可能となる。

ウェブ会議のツールは既にTeamsの運用が定着している現状に鑑みると、現状のままTeamsとなる可能性が高いのではないか。

各期日の開催要件などについては[後編]09(次号掲載)参照。

(4) フェーズ3の本格実施

フェーズ3になると、事件記録がデータで保管され、事件情報をデータベース管理するため、事件管理システムを構築する必要がある。2022年12月に最高裁の調達情報が開示されており、今後、システム開発が進むと考えられる。

開発スケジュールは開示されていないが、2026年5月までに完全実施が必要になるため、2025年中にはシステムテストのための試用が開始されると予測する。

事件管理システムが運用されると、訴状を含めた全ての事件記録をオンライン提出することが可能となり、裁判所においても印刷することなくデータのまま事件記録を保管できる。事件情報(メタ情報)もデータベース管理され、裁判所内部だけでなく、当事者・代理人も参照が可能となる。

05 | 法律事務所の実務への影響

ここからは、我々弁護士や事務職員の仕事にどのような具体的な変化が生ずるのかについて検討していきたい。影響は業務全般に及ぶ。訴え準備段階→訴訟係属中→訴訟終了後と、広範かつ包括的なものであるといえる。ただ、全般的にいえるのは、業務の利便性を増すものであるということである。もちろん最初は多少の戸惑いや失敗もあろうが、結果としては我々の仕事を効率的かつ高度なものにしてくれる。

なお、繰り返しになるが、実務への影響については、予測の部分がかなり入っていることをお断りする。

06 | 訴え提起前

(1) 書証のデータ化

まず訴え提起前の実務への影響である。前提にしないといけないのが、弁護士(委任を受けた訴訟代理人)等にとっては、オンライン申立てが義務化されるということである(法132条の11第1項。本稿では特に断りがない限り改正法での新しい条項数を用いている。)。[※10] オンライン申立てを行うためには、提出する事件記録をデータにする必要がある。

したがって、依頼者から受領した証拠となるべき書面のうち、証拠として活用するものは、スキャナやカメラでデータ化することが必須の作業となる。データ化するに際して、どのような解像度にしなければならないといった制限はない。ただ、あまりに不鮮明だと証拠力が低下する。したがって、複合機やスキャナを活用して、一定の解像度と鮮明さを確保する必要がある。一方、新システムではアップロードできるデータに一定の制限が課せられることも想定されるので、その制限内で証拠力が失われない限度での解像度を確保すべきである。[※11] そのため、スキャンをするに際しても適切な解像度を設定したり、いったんスキャンしたデータの解像度を落としたりするといった操作も必要となる。図8

書証ではなく、もともと電磁的記録であるいわゆるデジタルネイティブな証拠の問題であるが、交通事故のドラレコ動画など容量が大きくなるものについては、動画編集を行って必要な部分だけに限定するとか、別途DVDを作成して提出するなどの工夫が必要になろう。

(2) 提出ファイルの種類

提出できるファイルの種類は、法制審の要綱案では、追って規則等で指定されるものとされている。法制審の中間試案では「解読方法が標準化されているもの」という表現が使われていた。[※12] 予

※10 法制審では、本人訴訟における義務化も検討されたが、見送られた。ただし、国会での付帯決議では、5年後に見直しを行う旨の記載がある。 ※11 mintsでは、一度にアップロードできるファイルの容量は50MBまでとされている。 ※12 中間試案補足説明14頁 https://www.moj.go.jp/content/001342958.pdf

測では、PDF・JPEG・MOV・MP4といった汎用的で、パソコンに最初から入っているソフトウェアで再生できるものは使えることになるのではないか。

一方で、医療データに使われるDICOM形式のファイル、デザインで用いられるAI形式のファイル、プログラムの瑕疵などを争うために必要となるexe形式のファイルなど、特別なソフトウェアなしに再生できるわけではないけれど、証拠としては必要性が高いものがある。これらについては、他の汎用的な形式に置換した形式で提出することが考えられる。しかし、exe形式など他の形式に置換できないものもある。そういった場合は、再生ソフトウェアを同時に提出する、検証による証拠調べを前提として提出する、といった手段が考えられる。

このように新システムに対してファイルを証拠として提出するためには、画像や動画を作成したり、それらを編集したり、他の形式に変換したりする操作が必要になる場合がある。弁護士や事務職員にもそのような能力が要求される。

(3) 証拠の名義・内容の真正さ確保

証拠には、①元は書面（紙）であるものを訴訟のためにスキャンしてデータ化したものと、②最初からデータになっているもの（デジタルネイティブ）の2種類がある。①書証の写しのデータ提出については、法132条の10の「書面等」としてデータ提出が可能である。②デジタルネイティブな証拠については、電磁的記録の証拠調べ（法231条の2）としてデータ提出が可能である。

証拠については、名義や内容の真正さが問題となる。①書証は、原本となる書面があるので、提出したPDF等のデータとの照合を行うことで確認できる。それに対して②デジタルネイティブな証拠の場合には、元のデータも提出したデータも同じものだから、原本確認という観念がない。表2

種類	根拠法令	同一性の比較対象
書面	法132条の10	原本との同一性
データ	法231条の2	元データとの同一性

表2　証拠の種類（書面とデータ）

しかし、デジタルネイティブとはいっても、コピーする過程で手が加わるということはあり得る。そうすると、元データと提出データの同一性が問題となる。名義が詐称されてデータが作成されているおそれもある。そこで、データの名義・内容の真正さをどのように確保・証明するか、が問題となる。それを確保するための方法が、電子署名、タイムスタンプ又は電子契約等である。図9

弁護士・事務職員には、デジタルネイティブな証拠について、その名義や内容の真正さを確保す

図8　Windows標準ソフトである「フォト」での解像度設定

図9　Adobe Acrobat Readerでの電子署名の確認
（電子認証局会議のサイトから抜粋・一部加工）

るために、電子署名を付与したり、電子契約サービスを活用したりする能力が求められる。また、相手方から提出されたデータについて、名義や内容の真正さを確認するデジタルフォレンジックに関する知識も要求される。これらについては専門家の助力を得ることも必要となろう。しかし、基礎的な知識が分かっていないと対応しようがない。本稿ではそれについて述べる紙幅がない。

(4) 主張書面の作成

訴えを提起するためには、訴状・申立書等の主張書面を作成する必要がある。これは従来と変わるわけではなく、Wordなどで作成する。それらを最終的にどういった形式で提出するのかは、現時点では明確ではない。PDFに変換しないといけないのか、例えばWord形式のまま提出できるのかは未定である。

PDFだと改行マーク等が消えてしまうので、Word形式で出した方が再利用がしやすい。一方、Word形式だと内容を変えられてしまわないか？という疑問がある。しかし、新システムに提出したら、提出者も変更できないようにすることで（不変ストレージ）、そのような心配は払拭できる。

図10

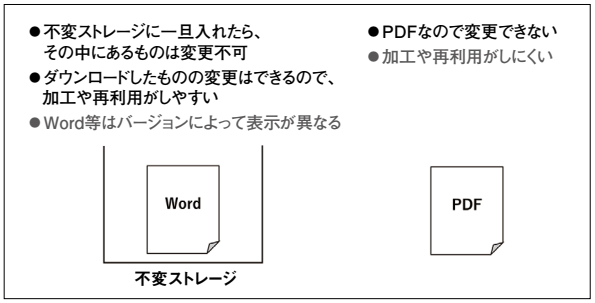

図10 不変ストレージ

(5) 署名押印に代わる措置

主張書面への押印はどうなるのか。法132条の10第4項は、署名押印に代わる措置で足りるとしている。具体的なやり方は規則に委ねられているが、おそらく新システムのアカウント取得時に付与されるIDとパスワードを入力してログインすることによって、署名押印に代わる措置がなされた、ということになろう。したがって、押印は不要となる。ただし、IDとパスワードだけだと漏洩によって詐称されるリスクがあるので、携帯電話等を使った多要素認証が導入される可能性が高い。mintsにおいても、固定電話への音声通知・携帯電話へのショートメッセージ・認証アプリの3種類の多要素認証が用意されている。※13

(6) 訴訟委任状

訴訟委任状をどのような形で作成・提出するのか、現時点では明確にはなっていない。予測では、書面（紙）に押印して作成したものをスキャンしてPDF等にして提出することになろう。当事者本人が新システムのアカウントを取得していれば、システムの機能として委任行為ができることも考えられる。しかし、現状では三文判を押して出しているものについて、システムになると急に高度にする必要があるのか、といわれると疑問である。

(7) 添付書類

添付書類の取得・提出についても変容の可能性がある。例えば、資格証明についていえば、本来は法人番号が分かれば、新システムを法務局システムと連携させて、資格証明情報を取得することが可能である。そうすれば当事者の負担は軽減される。取得してから時間がたてば変わることもあり得るわけだが、それも防げる。不動産登記や戸籍・住民票についても同様である。しかし、他システムとの連携・開発が必要なので、予算を確保できるかという問題がある。

この問題は内閣官房の検討会において取り上げられたが、法制審では消極的であった。しかし、法制審の民事執行・民事保全・倒産及び家事事件等に関する手続（IT化関係）部会では、法務省からバックオフィス連携について検討していくとの発言もなされている。

しかし、当面は、従来どおり紙の登記事項証明書等を取得して、スキャナでPDFにして提出するという実務になることが予想される。

※13 ログインにおける本人認証、アップロードするデータの真正さの保証のためには、電子証明書を用いる方法もある。韓国の電子訴訟システムでは住民登録カード内の利用者証明用電子証明書が、シンガポールのeLitigationシステムではSingpassの電子証明書が利用されている。いずれの国も公的電子証明書の普及率が高い。日本でも今後マイナンバーカードの普及率が高まれば、同カード内の「利用者証明用電子証明書」を使ってログインし、「署名用電子証明書」を使って署名押印に代わる措置を行うこともあり得る。

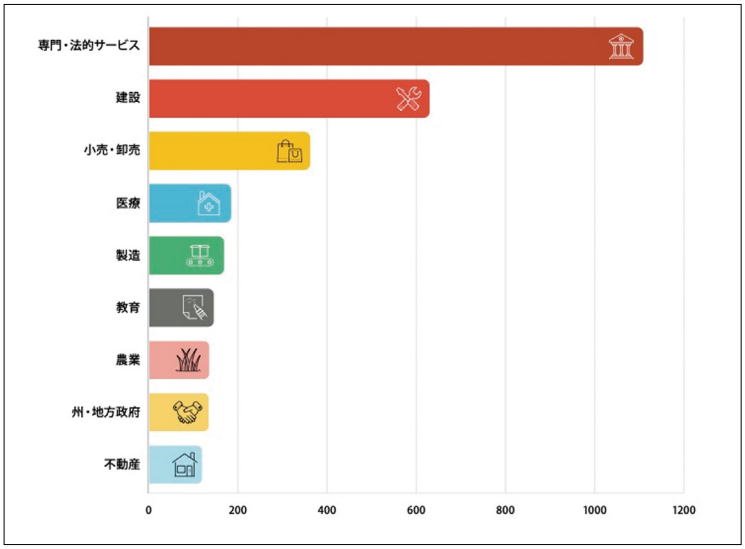

図11 ランサムウェアの標的となっている業界（パロアルトネットワークス「2022年度版:Unit 42 ランサムウェア脅威レポート」から抜粋）

(8) セキュリティ

前述のとおり、弁護士にとってはオンライン申立てが義務化される。そうすると、今まで紙で保管していた主張書面や書証を全てデータで保管することになる。データで提出したものを、敢えて保管コストのかかる紙にして保管する人は少ないであろう。裁判所でも原本はデータとなる。そうなると、法律事務所には大量の機微な情報が記載されたデータが存在するという状況が現出する。

昨今、医療機関では、レセコン、電子カルテ、検査記録を保管するPACSなどが普及し、かつリモートワークを実現するために外部との接続を可能とするネットワーク機器やシステム（VPNなど）を利用するケースが増えている。それに目を付けた悪質ハッカーが身代金型ウイルス（ランサムウェア）による攻撃を行う例が増えている。これに感染すると、データが暗号化されて使えなくなる。悪質ハッカーは、①データを使えるようにしてほしければ、そして、②データを外部に開示されたくなければ、多額の身代金を支払え、と要求してくる。これに応じなかった医療機関では長期にわたって業務が停止した。

業務に必須のデータが大量に保管されているという状況は、医療機関も法律事務所も同様となっていく。そうなると、悪質ハッカーは今後、法律事務所をいわゆる「カモ」として狙い撃ちにするであろう。弁護士の場合、医療機関に対する上記2つの脅迫に加えて、③懲戒請求されたくなければ身代金を払え、という脅迫も加わりそうである。調査によると世界的に最も被害を受けている業界は、弁護士業界がダントツで一位である。身代金の平均支払額は約54万ドルである。皮肉なことに、日本では司法のIT化が進んでいないため、今のところ目立った被害はないが、今後、オンライン提出の義務化に伴い、世界の趨勢と変わらなくなる日が来ると予測する。図11

このような状況に備えて、日弁連では弁護士情報セキュリティ規程を定め、各弁護士がそれぞれの環境に応じた取扱情報の基本的な取扱方法を定めることを義務づけている。今後、具体的な対策に関する各種情報提供や研修がなされる予定だが、とりあえず情報処理推進機構（IPA）が掲げている中小企業・小規模事業者向けの情報セキュリティ５か条を掲載しておく。図12

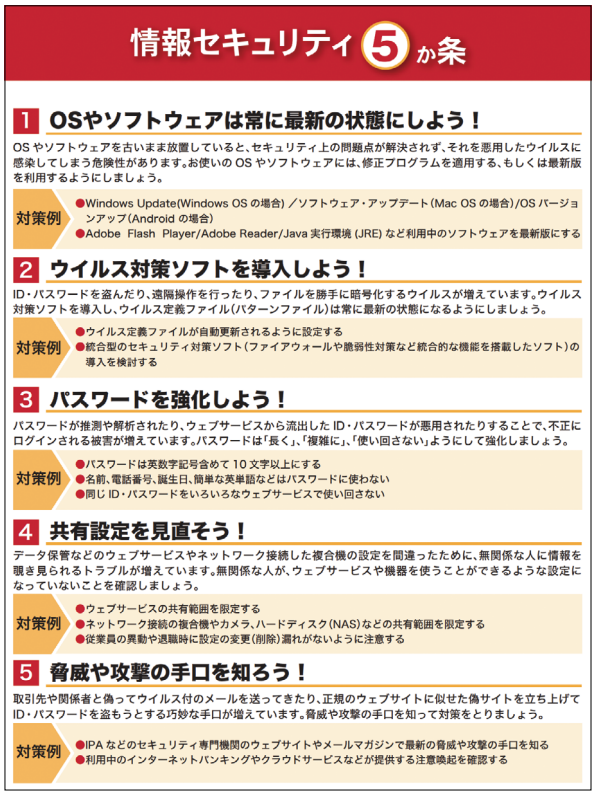

情報セキュリティ5か条

1 OSやソフトウェアは常に最新の状態にしよう！

OSやソフトウェアを古いまま放置していると、セキュリティ上の問題点が解決されず、それを悪用したウイルスに感染してしまう危険性があります。お使いのOSやソフトウェアには、修正プログラムを適用する、もしくは最新版を利用するようにしましょう。

対策例
●Windows Update(Windows OSの場合)／ソフトウェア・アップデート(Mac OSの場合)/OSバージョンアップ(Android の場合)
●Adobe Flash Player/Adobe Reader/Java 実行環境 (JRE) など利用中のソフトウェアを最新版にする

2 ウイルス対策ソフトを導入しよう！

ID・パスワードを盗んだり、遠隔操作を行ったり、ファイルを勝手に暗号化するウイルスが増えています。ウイルス対策ソフトを導入し、ウイルス定義ファイル(パターンファイル)は常に最新の状態になるようにしましょう。

対策例
●ウイルス定義ファイルが自動更新されるように設定する
●統合型のセキュリティ対策ソフト(ファイアウォールや脆弱性対策など統合的な機能を搭載したソフト)の導入を検討する

3 パスワードを強化しよう！

パスワードが推測や解析されたり、ウェブサービスから流出したID・パスワードが悪用されたりすることで、不正にログインされる被害が増えています。パスワードは「長く」、「複雑に」、「使い回さない」ようにして強化しましょう。

対策例
●パスワードは英数字記号含めて10文字以上にする
●名前、電話番号、誕生日、簡単な英単語などはパスワードに使わない
●同じID・パスワードをいろいろなウェブサービスで使い回さない

4 共有設定を見直そう！

データ保管などのウェブサービスやネットワーク接続した複合機の設定を間違ったために、無関係な人に情報を覗き見られるトラブルが増えています。無関係な人が、ウェブサービスや機器を使うことができるような設定になっていないことを確認しましょう。

対策例
●ウェブサービスの共有範囲を限定する
●ネットワーク接続の複合機やカメラ、ハードディスク(NAS)などの共有範囲を限定する
●従業員の異動や退職時に設定の変更(削除)漏れがないように注意する

5 脅威や攻撃の手口を知ろう！

取引先や関係者と偽ってウイルス付のメールを送ってきたり、正規のウェブサイトに似せた偽サイトを立ち上げてID・パスワードを盗もうとする巧妙な手口が増えています。脅威や攻撃の手口を知って対策をとりましょう。

対策例
●IPAなどのセキュリティ専門機関のウェブサイトやメールマガジンで最新の脅威や攻撃の手口を知る
●利用中のインターネットバンキングやクラウドサービスなどが提供する注意喚起を確認する

図12 情報セキュリティ5か条（IPAサイトから抜粋）

07 訴え提起

(1) アカウント

オンライン申立てを行うためには、新システムにログイン（サインイン）しなければならない。そのためには、行為者を特定し、アクセスを制御するためのアカウントが必要になる。ネットショッピングを利用するときにメールアドレスなどを登録して作成するアカウントと同様である。

訴訟代理人は、訴訟代理人アカウントを取得し、当事者に代わってオンライン申立てを行うことができる。なお、当事者も本人アカウントを取得して、オンライン申立てを行うことができる。訴訟代理人がついているものの、本人アカウントも取得している場合、訴訟代理人は、本人アカウントをそのまま使用するのではなく、訴訟代理人アカウントにより、本人に代わって又は本人と共にオンライン申立てを行うことになる。

なお、アカウントは、訴訟毎に複数取得するものではなく、一度取得すれば、複数の事件で共通して使用することができる。

(2) アカウントの実現方法

アカウントは、新システムで設定される。ただし、現在、政府は行政機関の総合的な認証システムとして「GビズID」を開発し、利用を広げようとしている。新システムにおいてもGビズIDを利用すれば、1つのアカウントで、社会保険等の行政サービスに加えて新システムを使えるので、利用者にとっては利便性がある。図13

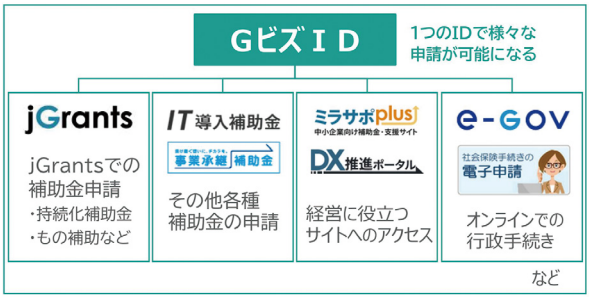

図13 GビズID（前橋商工会議所サイトから抜粋）

ただし、GビズIDは取得できるのが法人等に限定されているので、自然人についてはGビズID以外の方法でアカウントを実現することが必要となる。

(3) 補助者のアカウント

GビズIDの場合、代表者が取得するプライムアカウントと、従業員等が取得するメンバーアカウントが用意されている。メンバーアカウントは、プライムアカウントに代わって、全ての操作を行うことが可能である。

一方、自然人が利用するアカウントを実現する必要があるが、その場合も、障がい者やIT弱者のために何らかのサポーターアカウントを設ける必要性が高い。しかし、自然人の場合、非弁活動の被害が心配なので、サポーターアカウントには一定の制約が必要になろう。

事務職員も、弁護士が新システムを操作することを補助する必要がある。そのための特別なアカウントが用意されることが予測される。弁護士の場合も、事務職員との関係には様々なケースがある。しかし、広く権限を授与する場合はGビズIDのメンバーアカウントの利用で問題はない。権限を制限するのであれば、何らかの別途のしくみが必要となろう。

なお、事務職員用のアカウントを用意することが面倒なので、弁護士のアカウントのIDとパスワードを教えようと考える人がいるかもしれない。しかし、それは規則等で禁止されるであろう。IDとパスワードの共用は、それらの漏洩のリスクを著しく高めるし、事故が起きたときに誰が操作したのか分からなくなる。セキュリティ上大きな問題がある。前記の身代金型ウイルスの餌食になりたくないのであれば、避けるべきである。

(4) ログイン（サインイン）

アカウントを取得したら、新システムにログイン（サインイン）することが可能となる。GビズIDを取得した場合には、GビズIDサイトからログインすることとなる。図14

図14　GビズIDのログイン画面

GビズIDのログインを行うためには、携帯電話のショートメッセージに送られるコードを入力する必要があるので、携帯電話番号の登録が必要となる。

（5）義務と例外

弁護士（委任を受けた訴訟代理人）等には、オンライン申立てが義務化されている（法132条の11第1項）。しかし、新システムが停止してログインできないなど申立人の責めに帰すことができない事由によってそれができないときには適用されない（同条3項）。

責めに帰すことができない事由とは、どういう場合を指すのかは、事例が蓄積されておらず、はっきり分からない。ただ、表3のようなことはいえるのではないかと思われる。

例外の適否	具体例	備考
◎	新システムの停止	法132条の11第3項に記載の例示事項
○	大規模ネットワーク障害	報道等で疎明が容易
△	ラストワンマイルのネットワーク障害	帰責性はないが、疎明が困難
×	自己の支配下にあるPC等の故障	可用性を確保することもセキュリティの一要素

表3　オンライン申立義務の例外

厄介なのは、いわゆるラストワンマイルの障害（ネットワーク幹線ではなく支線で生じた一地区限定の障害）である。その場合、障害発生の疎明に困難を来す可能性がある。また、安全管理措置を講ずることができる支配下のPC等の機器に障害が発生した場合は、基本的には責めに帰すべき事由があるということになるのではないか。セキュリティの一要素としての可用性を確保することは重要である。

なお、もし現実に機器が正常に作動しないときには、その様子を、例えばスマホで撮影し動画で残すといった工夫も必要になろう。

（6）訴状の提出

アカウントも取れて、ログインも無事にできたとなると、次に訴えを提起することになる。具体的にどのような画面とフローで訴えを提起することになるのかは、新システムの基本設計が完了しないと分からない。しかし、諸外国の例などからすると、例えば管轄裁判所・事件名・当事者情報・訴額などの類型的な情報は、あらかじめ固定的なフィールドが用意され、そこに入れていくことになろう。それに対して、請求の趣旨・請求の原因など非定型の文章で書く部分は、今までどおりWord等を使って書いてファイル形式で提出するようになるのではないか。要するに、既存の訴状の上半分は固定フィールドから入力し、下半分は「請求の趣旨」「請求の原因」「甲1」「甲2」といったファイルをアップロードする。図15

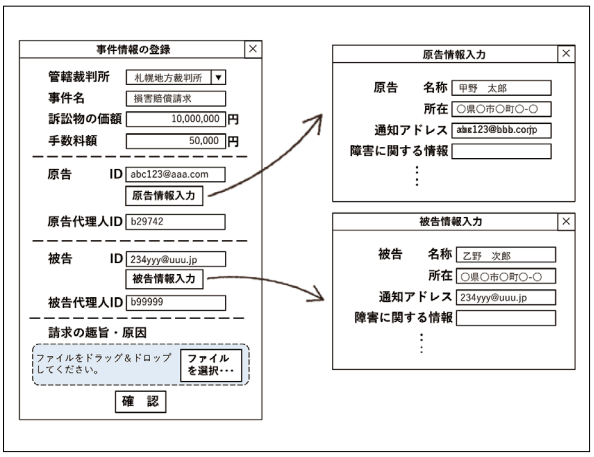

図15　フィールド入力とファイルアップロードの混合型予想

2021年10月に開催された日弁連の司法シンポジウムでは、予想される事件管理システムの画面

例を作成し、公表した。この画面例は今でも日弁連のサイトで見たり操作したりすることができる。

URL:https://shimpo2021.sakura.ne.jp/

(7) 副本の提出

現在、訴状を書面で提出する場合、正本と副本を提出する。オンライン提出なので双方ともオンラインで提出したいところである。しかし、一筋縄ではいかない部分がある。

それは訴状の送達と関係がある。訴え提起により初めて訴訟関係に巻き込まれる被告は、多くの場合は新システムのアカウントを持っていない。仮に持っていたとしても、例えば、「山田太郎」という名前の被告が、同名の「山田太郎」という名前のアカウントを持つ人物であるという保証はない。プライバシーに関わるので、間違いがあってはいけないから、「たぶん一致するだろう」くらいではまずい。そうなると基本的には書面で送達せざるを得ない。

書面送達になると、紙が必要になる。その紙を裁判所が用意するのか、原告が用意するのか、ということが問題となる。裁判所が用意するとなると、原告はオンライン提出のみとなり、原告が用意するとなると、原告が副本を紙で提出することになる。

現時点では、どちらになるのかはっきりしていない。ただ、原告が紙で副本を提出すると、オンラインで提出した正本との一致が保証されているのか？という問題がある。また、せっかくオンライン提出により当事者の利便性を高めようとしているのに、やはり「一部紙ですよ」では、かけ声倒れになってしまう。裁判所の手間といっても、システム的に組み込んでしまえばボタン1つで副本と宛名ラベルまで印刷することも可能であろうから、ぜひとも裁判所で副本を印刷する方式を採用してほしい。

(8) 訴状提出の効果発生時期

法132条の10第3項は、新システムのファイルに記録された時に、申立書面が裁判所に到達したものとみなす、としている。したがって、固定フィールドに必要事項を記入し、請求の趣旨等のファイルをアップロードして、最終的に提出ボタンを押して、新システムのデータベースに格納されたタイミングで、訴状が裁判所に提出されたことになるのではなかろうか。

(9) 訴訟手数料

訴訟手数料については、ドラスチックな変更があった。郵便費用を別途納付する必要がなくなり、訴訟手数料に一本化された。そして、郵便費用の金額は 表4 のように一律化された。

書面申立て	原則2500円
オンライン申立て	1400円

表4 郵便費用

総体として現在よりも郵便費用が安くなる。オンライン提出により郵送が減り、裁判所全体として郵便費用が削減されるからである。また、オンライン提出の方が安いので、多少のインセンティブになっている。

しかし、これは実費の減少を勘案しての減額であり、オンライン申立てに誘導するためのインセンティブの趣旨ではない。韓国では一律10%の割引を実施して、オンライン提出に誘導している。韓国では2021年の第一審でのオンライン提出比率が91.2%に達している。※14

(10) 納付方法

オンラインの場合の納付の方法としては、法制審の中間試案ではPay-easyを利用するとされていた。これは要綱案では触れられていないが、そのまま採用される可能性は高い。 図16

訴訟手数料が納付されると、送達がなされ訴訟係属となる。送達については電子送達が可能となった。だが、訴訟係属中の送達・送付・直送との関係で統一的に説明する方が分かりやすいので［後編］08（次号掲載）で説明する。

※14 司法年鑑2021年

(11) 住所、氏名等の秘匿制度

ITとは直接関係はないが、今回の法改正で、原告の住所・氏名等を秘匿して訴えを提起できる制度が創設された（法133条）。この制度は2023年2月25日に施行済みである。

住所・氏名等を被告などに知られることで「社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがある」場合に認められる。典型的には、原告がDVや性犯罪の被害者であるなどの事例で活用される。手続としては、図17のようなものが予定されている。

原告代理人となる弁護士にとっての注意点としては、訴状にも訴訟委任状にも秘匿事項は記載しないことが必要である。秘匿事項届出書面にのみ住所・氏名等を記載して、別途提出することになる。秘匿事項届出書面を新システムでどのように提出するかは未定である。なお、mintsでは、秘匿事項届出書面は書面で提出し、アップロードはしないようにとの注意喚起がされている。

（次号につづく）

収納機関番号	00000	納付番号	12345-67890-07	確認番号	123456	納付区分	678

図16　司法シンポにおける画面イメージとPay-easy納付番号等の例

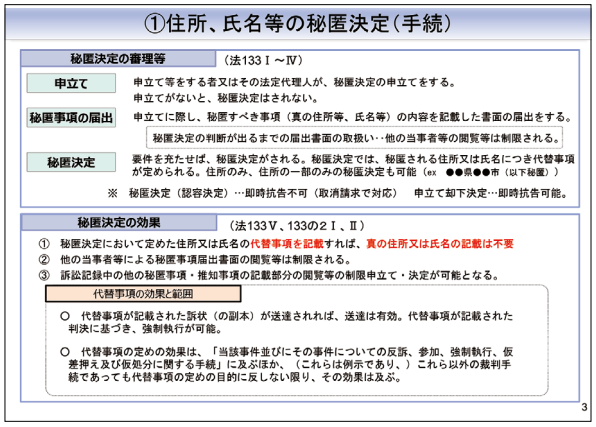

図17　法務省サイトから抜粋※15

［後編］目次　08 訴訟係属中　09 期日　10 判決　11 mints

※15 https://www.moj.go.jp/content/001386878.pdf